

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部 を改正する条例

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」の下に「並びに都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第八条第一項」を加える。

第二条中「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第六条 運動施設の敷地面積について政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

附則に次の一項を加える。

（運動施設の敷地面積の基準の特例）

3 平成三十年四月一日において現に政令附則第二項の規定によりなお存置することができることとされた既設公園施設（法附則第三項に規定する既設公園施設をいう。）が設けられている都市公園については、第六条の規定にかかわらず、運動施設の敷地面積について政令第八条第一項の条例で定める割合は、同日において現に当該都市公園に設けられている運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。